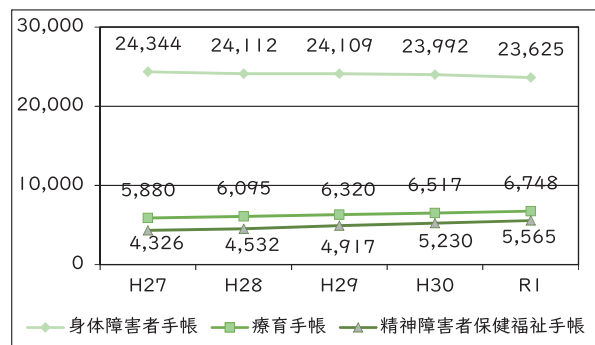
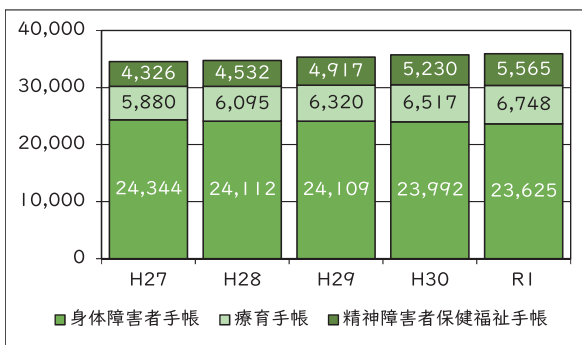


## 第2章 静岡市の障がい者施策等の状況

### 1 障害者手帳交付者数等の状況

#### (1) 障害者手帳交付者数の推移

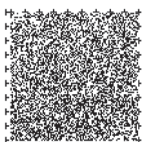
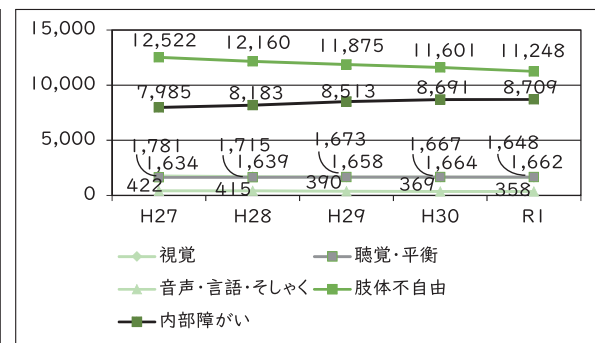
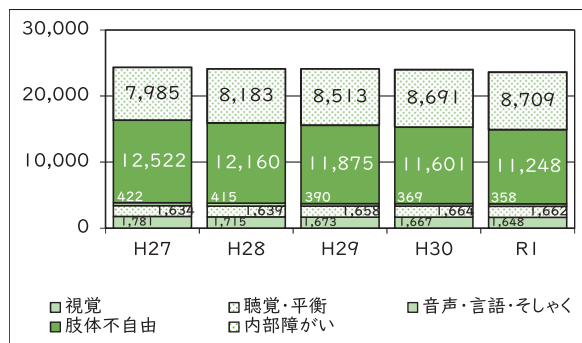
- 障害者手帳交付者数は増加しており、令和元年度末時点で市内に35,938人います。(静岡市の人口689,494人(推計人口)のうち5.2%です。)
- 身体障害者手帳の交付者数は、平成26年度末時点で市内に24,635人いましたが、その後減少傾向に転じています。
- 近年、療育手帳の交付者数は年間200~250人程度、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年間300~400人程度ずつ増加しています。



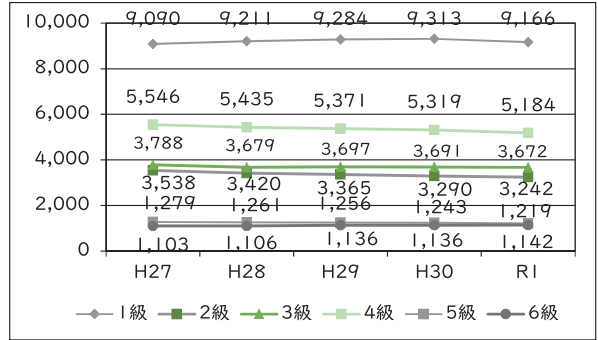
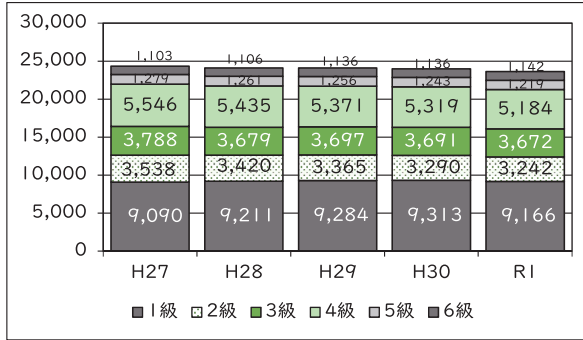
#### (2) 身体障害者手帳交付者の状況

- 肢体不自由による手帳交付者が約半数を占めており、次いで内部障がいによる交付者が多くなっています。
- 肢体不自由による交付者は近年減少傾向にあり、内部障がいによる交付者は増加傾向にあります。
- 年齢別では、65歳以上の交付者が7割以上です。

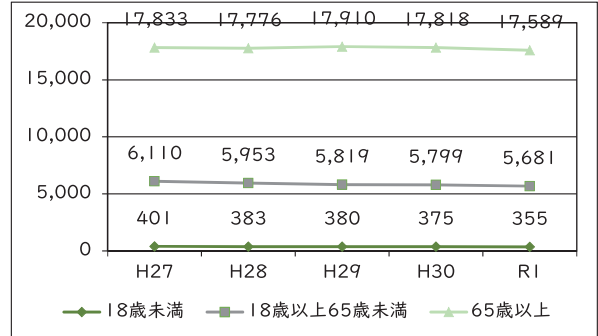
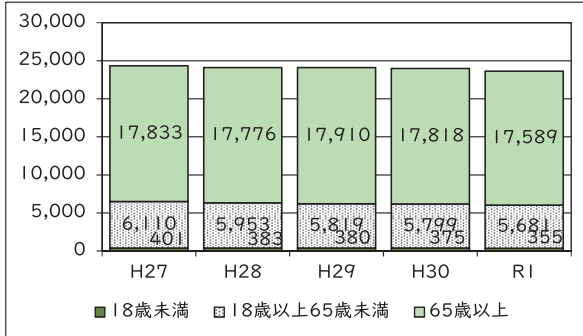
#### 【障がい種別】



とうきゅうべつ  
【等級別】



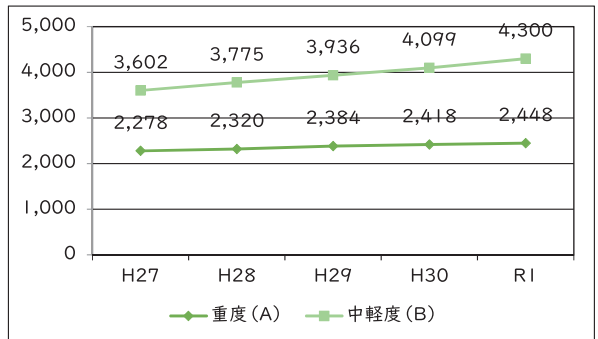
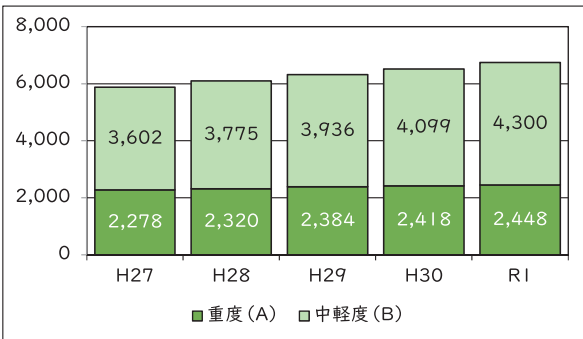
ねんれいべつ  
【年齢別】



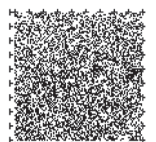
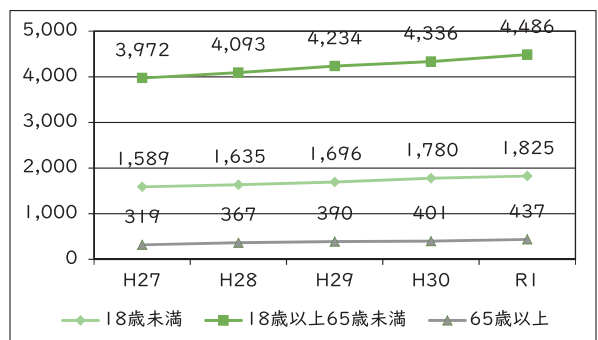
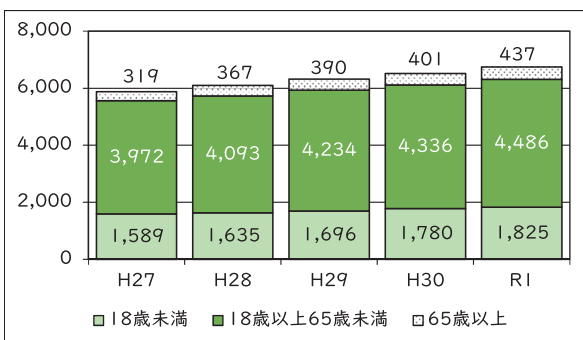
(3) 療育手帳交付者の状況

- 重度、中軽度ともに手帳交付者が増加しています。
- 手帳交付者の約3割は18歳未満です。

とうきゅうべつ  
【等級別】

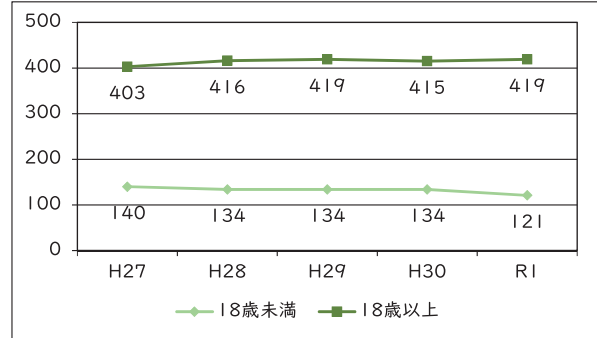
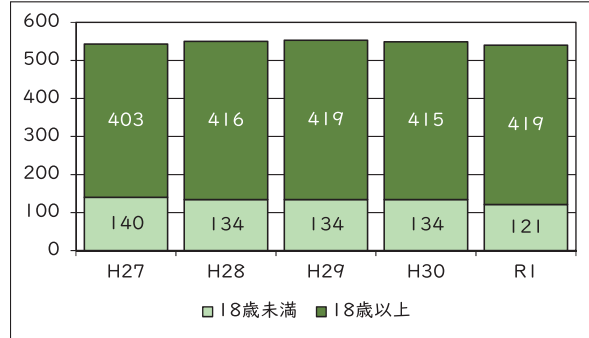


ねんれいべつ  
【年齢別】



(4) 重症心身障がい児者の状況

○ 市内には重症心身障がい児者が約550人程度おり、18才未満は減少傾向にあります。

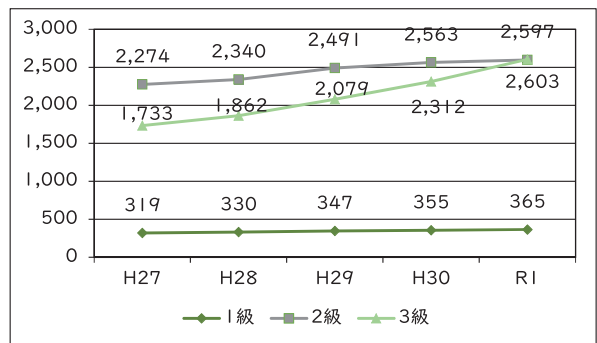
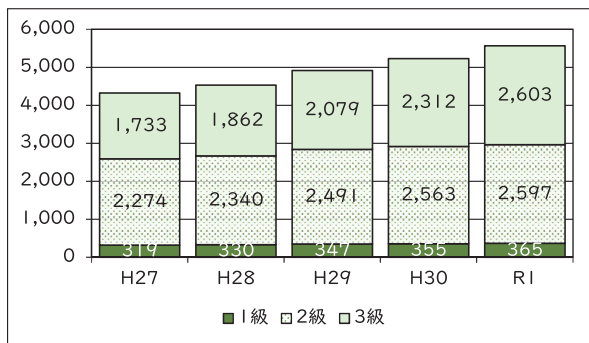


※ 「重症心身障がい児者」とは、身体障がいのうち肢体不自由の1級又は2級の手帳と、重度(A)の療育手帳の両方を交付されている人です。

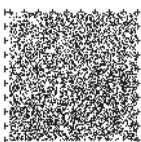
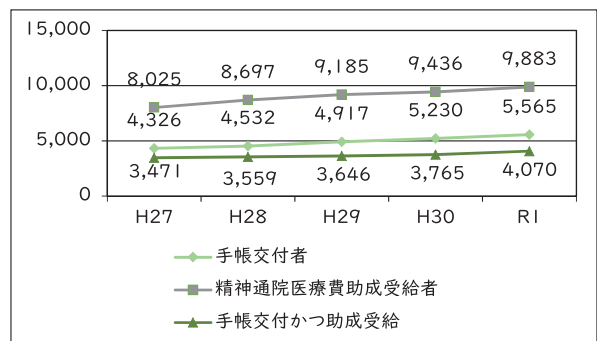
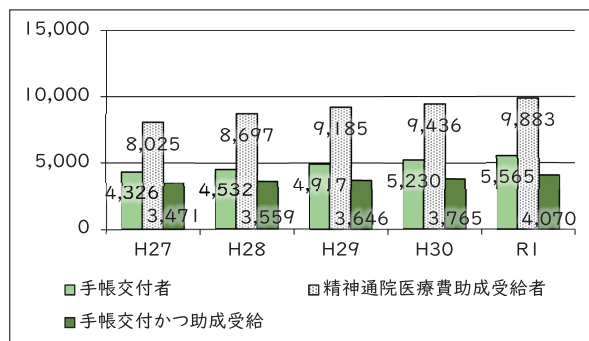
(5) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

- 手帳所持者数は年々増加しており、近年は特に3級該当者が増えています。
- 精神通院医療費助成受給者は手帳交付者の約2倍で、手帳の交付を受けなくとも精神的な疾患により支援を必要としている人は多いことが分かります。

【等級別】



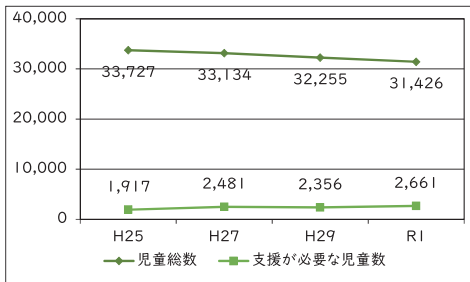
【精神通院医療費助成受給者数との関係】



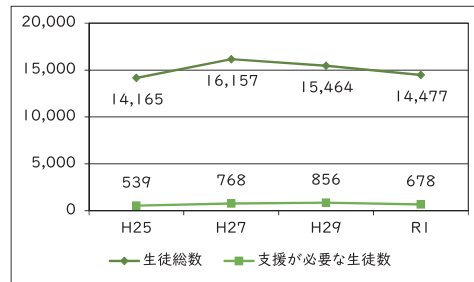
(6) 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況

- 市内の児童生徒数は、小学校、中学校のいずれにおいても減少していますが、支援が必要な児童・生徒数は増加傾向にあります。

【小学校】



【中学校】



※ 「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」では、「話す・聞く・読む・書く」等の学習面や、対人関係等の生活面に困難があると、学級担任等に判断された児童生徒数を把握しています。

(7) 特定医療(指定難病)受給者の状況

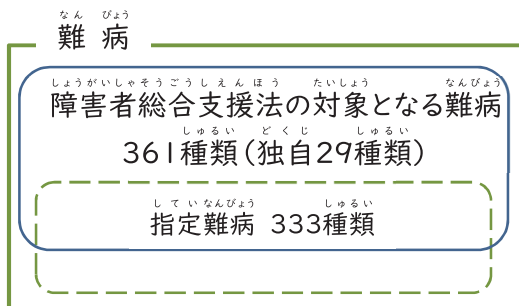
- 障害者総合支援法の対象となる難病は、令和元年7月1日から対象となるものが359種類から361種類に拡大され、障害者総合支援法が独自に対象としているものも29種類あります。

- 特定医療(指定難病)の受給者数で見ると、市内の難病患者は、平成29年に減少したものの、再び増加傾向にあります。

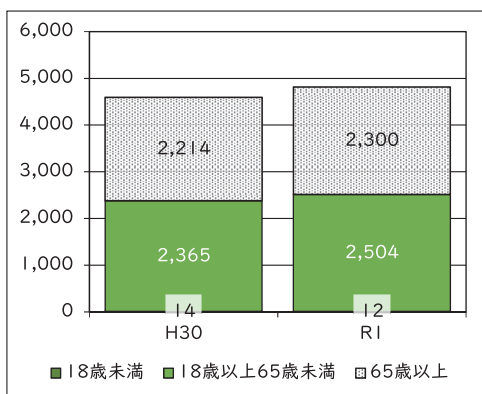
- 年齢別で見ると、18歳以上が9割以上を占めています。

- 難病の種類別にみると、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病が3割程度を占めています。

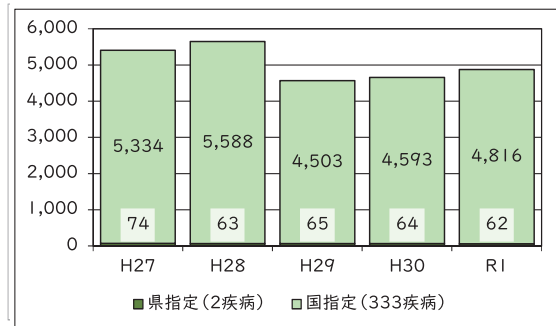
【障害者総合支援法の対象となる難病】



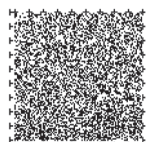
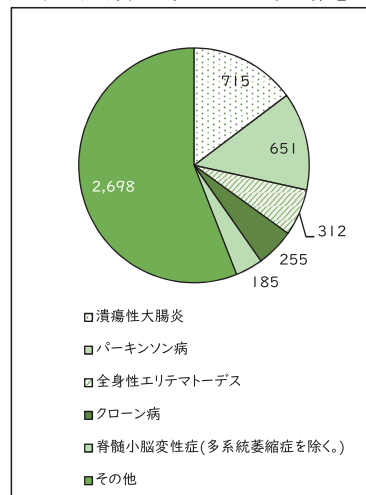
【年齢別】



【特定医療(指定難病)受給者数の推移】



【難病の種類別(令和元年度)】

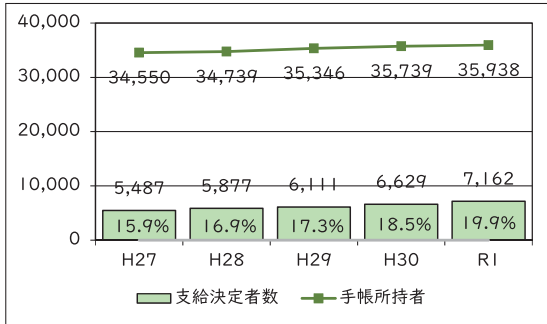


(8) 障害福祉サービスの利用状況

○ 手帳交付者数に対する障害福祉サービスの利用者数の割合は2割弱ですが、年々増加しています。

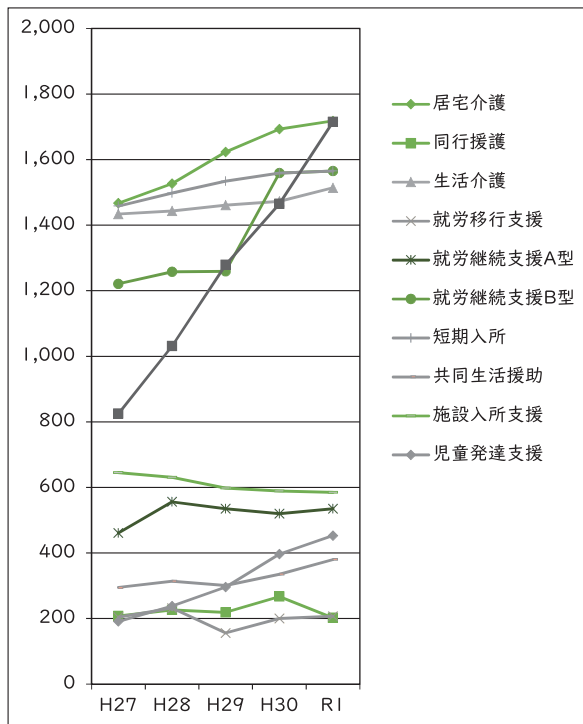
○ 居宅介護、共同生活援助（G H）、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者の増加が際立っています。

【支給決定者数の推移】

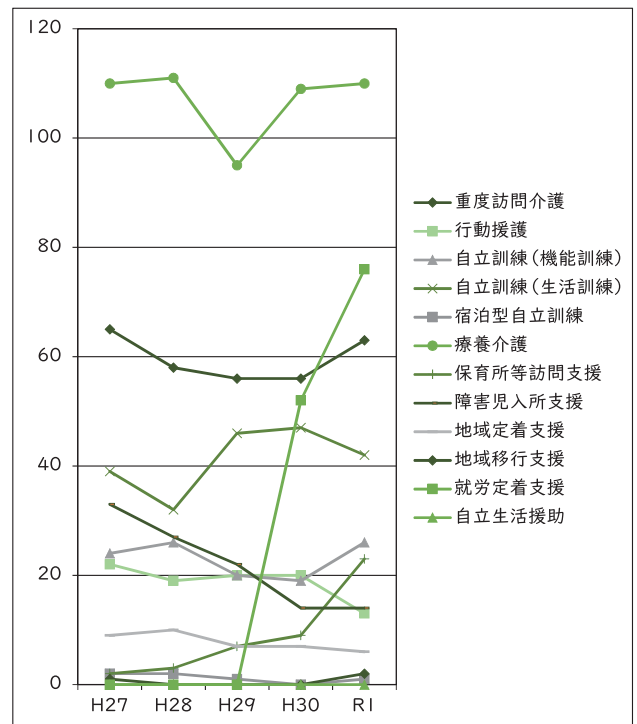


【サービス別の支給決定者数の推移】

(支給決定人数200人以上)

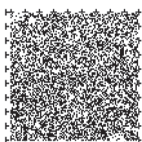


(支給決定人数200人未満)



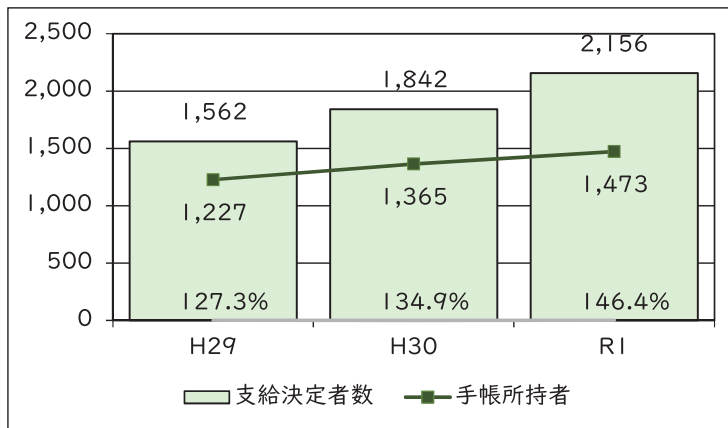
	H27	H28	H29	H30	R1
居宅介護	1,467	1,527	1,623	1,693	1,718
同行援護	208	226	219	267	202
生活介護	1,434	1,443	1,461	1,473	1,514
就労移行支援	204	232	156	200	207
就労継続支援A型	461	556	535	520	535
就労継続支援B型	1,221	1,258	1,259	1,559	1,565
短期入所	1,458	1,498	1,534	1,559	1,565
共同生活援助	295	314	301	335	380
施設入所支援	645	631	598	589	585
児童発達支援	191	238	296	397	453
放課後等デイサービス	825	1,031	1,279	1,465	1,715

	H27	H28	H29	H30	R1
療養介護	110	111	95	109	110
重度訪問介護	65	58	56	56	63
行動援護	22	19	20	20	13
自立訓練(機能訓練)	24	26	20	19	26
自立訓練(生活訓練)	39	32	46	47	42
宿泊型自立訓練	2	2	1	0	1
自立生活援助	0	0	0	0	0
就労定着支援	0	0	0	52	76
地域移行支援	1	0	0	0	2
地域定着支援	9	10	7	7	6
保育所等訪問支援	2	3	7	9	23
障害児入所支援	33	27	22	14	14



**(9) 障がい児の状況**

- 障害児通所サービスを利用している児童のうち、手帳の交付を受けずにサービスを利用している児童は2～3割程度で増加傾向にあり、サービスの認知度の向上や早期発見の取組などにより、手帳の交付を受けずにサービスを利用する児童が増えてきていることがわかります。



**(10) 医療的ケアを必要とする人の状況**

【医療的ケア児のうち常時人工呼吸器の装着が必要な人数について】

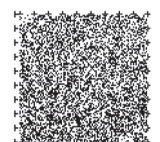
- 市内には、人工呼吸器を24時間使用している特に重度の医療的ケアを必要とする人が、30人程度います。

	H30	R1
18歳未満 (小児慢性特定疾病医療費受給者のうち 24時間人工呼吸器を使用している人)	13	14
18歳以上 (特定医療費(指定難病)受給者のうち 24時間人工呼吸器を使用している人)	15	14
合計	28	28

※上記には、各医療費助成制度を利用していない対象者は含まれていません。

※医療的ケア児とは「医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアの必要な児(厚生労働省ホームページより抜粋)」のことを言い、明確な定義が示されていないことから、本計画では人工呼吸器を装着している方を医療的ケアが必要な方の一部として参考に掲載しています。

医療的ケア児者は、知的障がいの有無や、歩行の可否など、個別に状態が異なり、周りの方の理解や支援を必要としています。



## 2 市民アンケート調査の結果【概要】

「令和元年度障がい福祉に関する市民アンケート調査」より

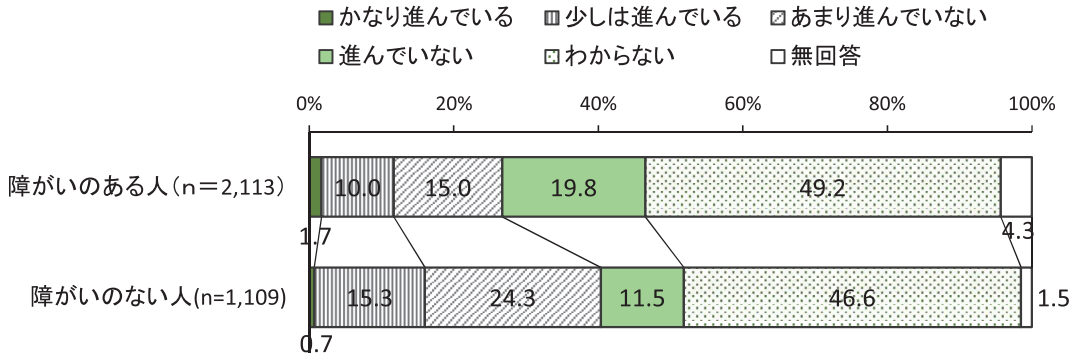
調査期間：令和元年12月17日（火）から令和2年1月8日（水）まで

調査対象：市内にお住まいの障がいのある人 5,000人、障がいのない人 3,000人

有効回収：障がいのある人 2,113票（42.3%）、障がいのない人 1,109票（36.9%）

### (1) 共生・理解促進に関して

#### ① 地域における「共生」が進んでいると感じますか？



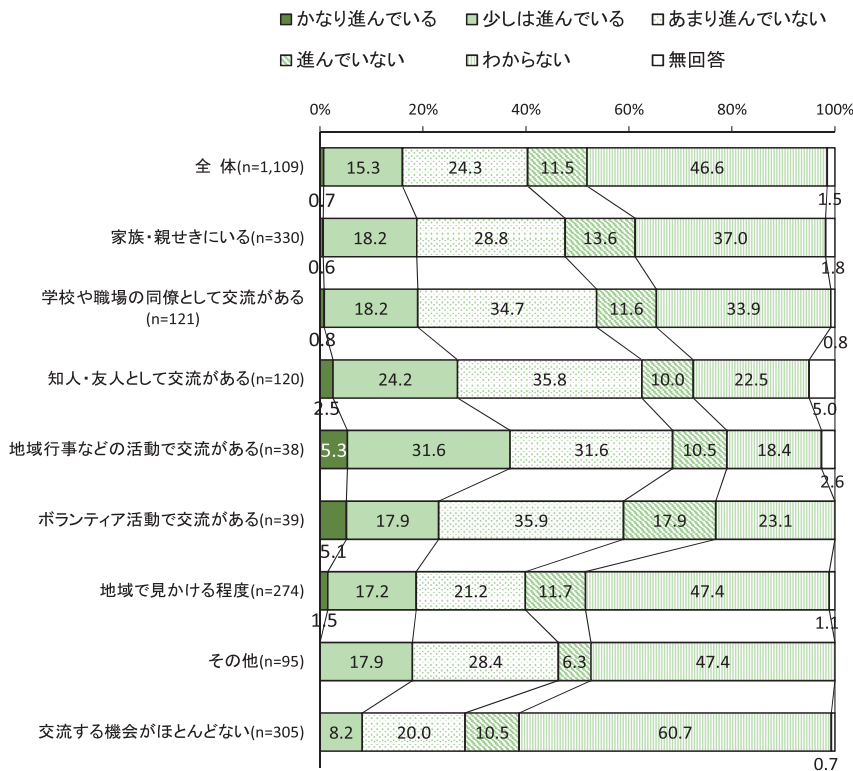
○「地域における共生」の進捗に対する考えは、障がいのない人よりも障がいのある人で「進んでいない」と感じる人の割合が高くなっています。

○地域における共生が進んでいると感じている人（かなり進んでいる・少しは進んでいる）は障がいのある人で11.7%、障がいのない人で16.0%となっています。

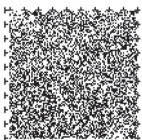
（過去のアンケート結果では、H25：14.5%（障がいの有無による区別なし）

H28：障がいのある人17.0%、障がいのない人20.9%となっており、減少しています。）

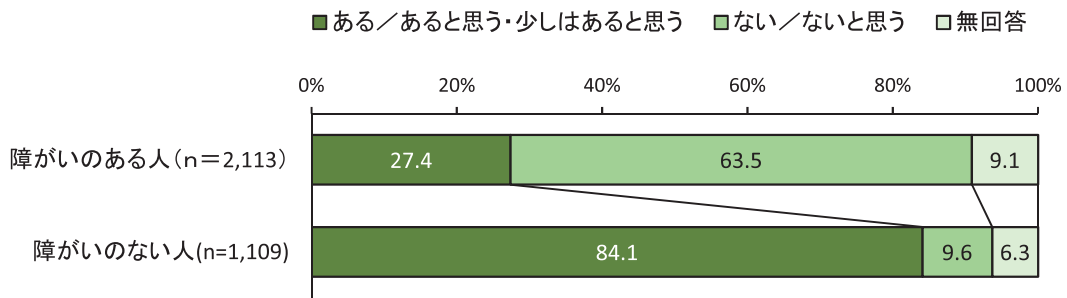
#### <障がいのない人における障がいのある人との交流状況別>



「交流をする機会がほとんどない」人よりも「地域行事などの活動で交流がある」人は共生が進んでいると感じる割合が高いことがわかります。



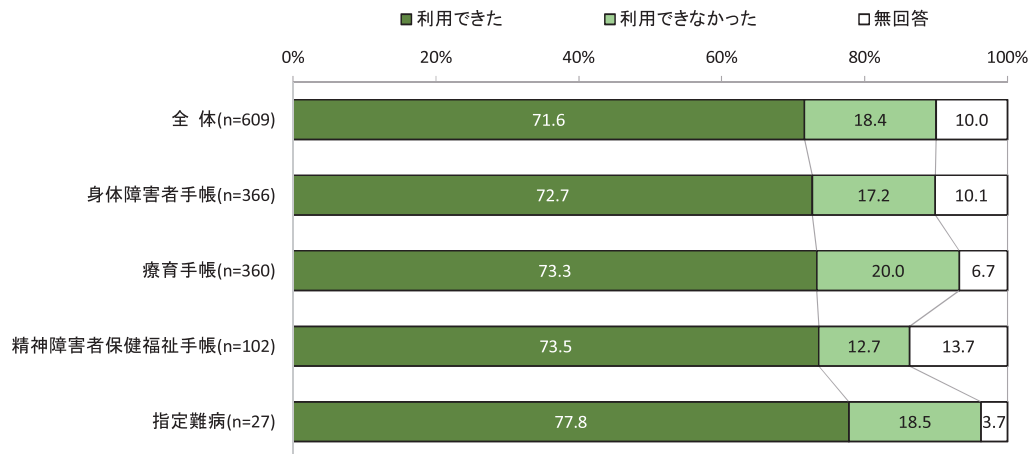
② 障がいのある人に対する差別や偏見があると感じますか？



「ある」と答えた人の割合は、障がいのある人で 27.4%、障がいのない人で 84.1%（「あると思う」と「少しはあると思う」合計）となっています。

(2) 障害福祉サービス等の利用について

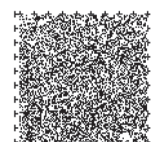
サービスを希望通りに利用できていますか？



○障害福祉サービス等を利用する人の70%は希望通りに利用できていますが、希望通りに利用できなかったと感じている人も20%程度います。

希望通りに利用できなかったサービスや主な要因

- ・利用できなかったサービスでは「短期入所」が42.9%で特に高い結果となっており、次いで、「移動支援」が17.9%、「居宅介護」が9.8%、「日中一時支援」が9.8%となっています。
- ・利用できなかった理由としては、「定員に空きがなく、またはホームヘルパーの確保が困難なため」が32.1%と最も高く、「土日に利用したいが、事業所が開所していない」が13.4%、「サービスの質に不安がある」が13.4%となっています。





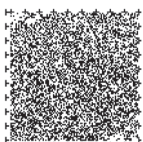
(3) 障がいのある人に必要な支援について

障がいのある人が安心して暮らしていくために必要なことは何ですか？



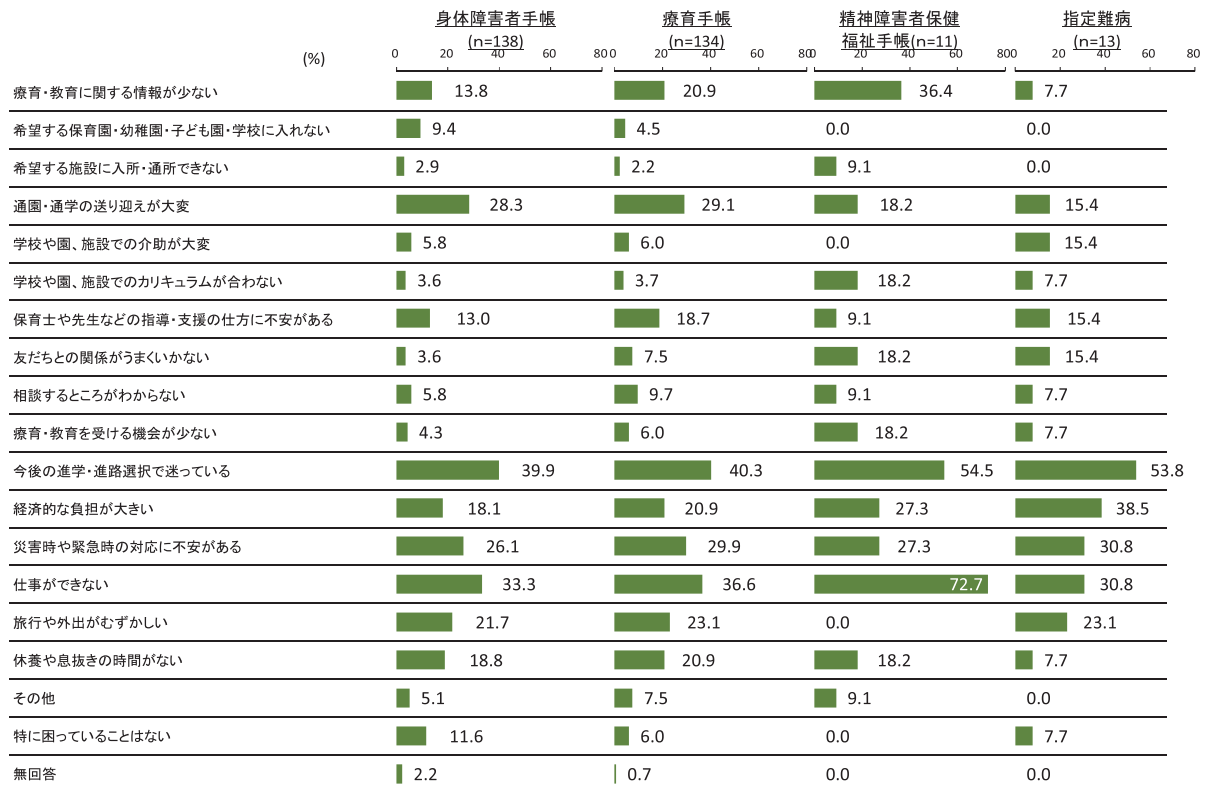
○身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病のある人のいずれも「手当・年金などの経済的な支援の充実」が必要と答えた人の割合が最も高くなりました。

○身体障害者手帳所持者では「障がいのある人に配慮したまちづくりの推進」が、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び指定難病のある人では「身近な相談場所の整備」が2番目に高くなりました。「身近な相談場所の整備」は、身体障害者手帳所持者でも3番目となり、多くの意見を集めました。その他、「就労支援」、「医療機関やリハビリテーション施設の整備の充実」、「障がいの早期発見・早期治療(支援)の推進」等が特に高い結果となりました。



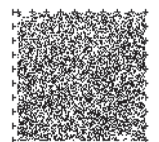
(4) 障がいのある児童について

お子さんの療育・教育で困ることはどのようなことですか？



○身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び指定難病のある人の保護者は「今後の進学・進路選択で迷っている」、精神障害者保健福祉手帳所持者の保護者は「仕事ができない」が最も高くなっています。

市民アンケート調査の詳細な結果は、市HPに掲載しています。  
 (URL:[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_006609.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006609.html))  
 ホームページはこちらから→

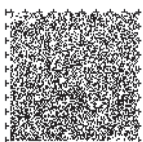



### 3 前計画の効果測定



国の指針に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る平成30年度から令和2年度までの3年間における目標を下表のとおり定めました。

項目	目標値	令和元年度	実績
<b>【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行</b>			
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	42人	37人	達成見込
(2)入所施設を利用する人の減少数	20人減	18人減	達成見込
<b>【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築</b>			
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置済み	設置済み	達成
(2)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	85%	達成見込
(3)入院後6か月以内に退院できる人の割合	84%	91%	達成見込
(4)入院後1年以内に退院できる人の割合	90%	95%	達成見込
(5)精神病床における1年以上長期入院者数	374人	415人	達成困難
<b>【成果目標3】地域生活支援拠点等の整備</b>			
拠点の整備箇所数	整備済み	整備済み	達成
<b>【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等</b>			
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	108人	118人	達成見込
(2)就労移行支援事業所を利用する人数	227人	199人	達成見込
(3)就労移行率が3割以上の就労支援事業所の割合	50%	69.2%	達成見込
(4)就労定着支援を利用する人の支援開始から1年後の職場定着率	80%	88%	達成見込
<b>【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等</b>			
(1)児童発達支援センターの箇所数 ㊦	2箇所	2箇所	達成
(2)保育所等訪問支援の実施箇所数 ㊦	2箇所	2箇所	達成
(3)-1主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数 ㊦	8箇所	6箇所	達成困難
(3)-2主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数 ㊦	6箇所	6箇所	達成
(4)医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置(平成30年度末まで)	設置	設置	達成



成果目標に関する分析

成果目標のうち、令和元年度末時点で目標を達成していないものや、達成が困難である見込みのものについて、以下のとおり分析しています。

なお、下記以外の項目は、令和元年度末時点で、目標を達成しています。

【成果目標1】「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について

(1) 入所施設から自宅等での生活に移行した人数は、令和元年度末時点で 37人でした。過去3年間の平均移行者数は 12人であり、令和2年度に同等数が移行することが想定されるため、目標値42人を達成する見込みです。

(2) 入所施設を利用する人の減少数は目標を達成する見込みですが、静岡市が支給決定し、市外の施設に入所していた方が亡くなられたことによる減少であると思われ、市内の施設における入所者や待機者は減少していません。

地域生活に移行する人を増やすには、入所施設での支援と同程度の支援が地域でも提供できるよう、引き続き、重度の障がい者にも対応することができると見込める訪問系サービス、共同生活援助（特に、日中サービス支援型）、生活介護等の充実を図っていく必要があります。

※「福祉施設の入所者」は、障害者支援施設等に入所している方を指します。

【成果目標2】「精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築」について

(5) 「精神病床における1年以上の長期入院者数」については、令和元年度末時点で 415人となっており、目標値である 374人以下を達成することは困難となる見込みです。ただし、平成26年度から令和元年度までの減少率でみると、静岡市は、17.2%となっており、全国平均の 10.3%を大きく上回る削減を行っていると同様に評価できます。

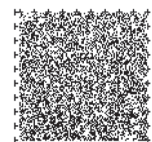
【成果目標4】「福祉施設から一般就労への移行等」について

(2) 「就労移行支援事業所を利用する人数」は、令和元年度時点で 199人ですが、平成30年度から令和元年度の利用者数の伸び率19.0%を加味すると、令和2年度は目標値である 227人を上回る見込みです。

【成果目標5】「障害児支援の提供体制の整備等」について

(3) -1 主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数は、令和元年度時点で6箇所となっており、目標値の8箇所を下回る予定です。

これは、未就学期という限られた期間において、重症心身障がい児のニーズに応じた支援体制に必要な人員を確保しつつ、運営を継続していくことが困難であることなどが原因であると考えられます。次期計画では、これらの状況を踏まえ、支援体制の構築を進めていく必要があります。



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
大分野1  
大分野2  
大分野3  
大分野4  
大分野5  
大分野6  
大分野7  
大分野8  
第5章